

**静岡県告示第797号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年11月10日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
仁科峠宇久須線	賀茂郡西伊豆町宇久須字日陰3609番の106から 賀茂郡西伊豆町宇久須字日陰3609番の107まで	平成29年11月10日

=====

**静岡県告示第798号**

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年11月10日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
川根寸又峡線	榛原郡川根本町奥泉字百枚畑ケ82番の9から 榛原郡川根本町奥泉字宝江123番の11まで	平成29年11月10日